

生食監発0830第3号
平成28年8月30日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年2月1日付け食安監発0201第3号（最終改正：平成27年3月27日付け生食監発0327第2号））により取り扱っているところです。

今般、米国政府から、下記施設から出荷された貨物のうち、冷凍牛肉（Beef Knuckle 2PS）について、30か月齢以下の牛由来であることが証明できない製品であるとの連絡がありました。

については、別途通知するまでの間、下記の施設から出荷された貨物について輸入手続きを保留するようお願いします。

記

出荷施設：JBS SOUDERTON, INC.（施設番号 1311）